裁判手続のIT化に関する論点

- 1. 民事裁判手続の IT 化(全面 IT 化の実現)
- (1)現行法の下での IT 化
 - ○ウェブ会議等を活用した争点整理の運用(フェーズ1)
 - 〇フェーズ3の先行実施: 民訴法 132条の 10に基づく準備書面等のオンライン提出の運用(フェーズ3の先行実施)

(2) 民事訴訟法の見直し(フェーズ2及びフェーズ3)

- ○訴状等のオンライン提出
- ○訴訟記録の電子化
- 〇ウェブ会議等を活用した口頭弁論
- ○手数料の電子納付
- 〇特別な訴訟手続の創設 等

(3)IT を用いた新たな運用・制度の導入(フェーズ1~3)

- ○システム構築等の環境整備
- ○導入に向けたスケジュール

2. IT 化の将来的な方向性

- (1)民事訴訟法に関連する手続
 - 〇民事非訟手続(保全・執行・倒産)
 - 〇人事 家事手続

(2) 将来的な AI による支援ツールの活用

- 〇将来的な AI による専門家等の支援ツールの活用のニーズと可能性
- OAI によるデータ分析の正確性向上につながる民事判決情報の提供